総括表①　健全化判断比率の状況　（令和7年度決算）

Ver.07.00

（単位：%）

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
432105	熊本県	菊池市	－	－	10.2	10.0

団体区分　3.市

↑※必ず選択して下さい。

（単位：%）

標準財政規模（千円）	うち臨時財政対策債発行可能額	早期健全化基準	12.71	17.71	25.0	350.0
16,042,528	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名 熊本県菊池市

（単位：千円）

	会計名	実質収支額	（分母比）
一般会計等	一般会計	334,711	2.1
一般会計等に属する特別会計			
小計		334,711	2.1
標準財政規模		16,042,528	100.0
実質赤字比率（%）		-2.08	※

	会計名	実質収支額	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	20,356	0.1
	介護保険事業特別会計	88,512	0.6
	後期高齢者医療事業特別会計	7,248	0.0

		会計名	資金不足・剰余額	（分母比）
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	675,113	4.2
		下水道事業会計	605,709	3.8
	宅地造成事業			
法非適用企業	宅地造成事業以外			
	宅地造成事業			
合計			1,731,649	10.8
標準財政規模（再掲）			16,042,528	100.0
連結実質赤字比率（%）			-10.79	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率（%）」又は「連結実質赤字比率（%）」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況（令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名 熊本県菊池市

（単位：千円）

	① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く）（３③Ａ表「元利償還金」欄の数値を転記）	② 積立不足額を考慮して算定した額（３①表「エ」欄の数値を転記）	③ 満期一括償還地方債の１年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）（３①表「ウ」欄の数値を転記）	④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金（３②表「合計※」欄の数値を転記）	⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	⑦ 一時借入金の利子	⑧ 特定財源の額（３③Ａ表「特定財源計」欄の数値を転記）	⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る）
令和5年度	3,278,853			507,872	171,469	1,198		99,389	621,358	2,076,329	13,737
令和6年度	3,771,871			465,942	224,067			138,322	613,737	2,253,081	13,747
令和7年度	3,411,247			575,360	270,870			172,988	643,763	2,021,631	13,629

	⑫ 標準税収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債発行可能額
令和5年度	7,861,812	7,350,509	87,089
令和6年度	7,833,476	7,867,851	45,249
令和7年度	8,008,735	8,033,793	

⑮ 地方財政法第５条の３第４項第１号の規定に基づき総務大臣が定める額（特別区のみ記入）

	実質公債費比率（単年度）
令和5年度	9.12441
令和6年度	11.21554
令和7年度	10.51720

実質公債費比率（３か年平均）
10.2

（参考）

	⑥の内訳								
	ＰＦＩ事業に係る債務負担行為に係るもの（省令第７条第１号）	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの（省令第７条第２号）	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金（省令第７条第３号）	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料（省令第７条第４号）	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助（省令第７条第５号）	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出（省令第７条第６号）	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出（省令第７条第７号）	その他これらに準ずると認められるもの（省令第７条第８号）	利子補給に係るもの（政令第12条第４号）
令和5年度								1,198	
令和6年度									
令和7年度									

総括表④　将来負担比率の状況（令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名　熊本県菊池市

将来負担額

（単位：千円）

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等（損失補償、信託、貸付）	連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
25,544,162	0	6,388,465	3,663,491	1,393,752	0	0	0	0	0	0	0
（分母比）191		48	27	10							

充当可能財源等

（単位：千円）

充当可能基金	充当可能特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額
11,820,161	443,897	0	23,384,334
（分母比）89	3		175

将来負担額 A		充当可能財源等 B		A － B		将来負担比率（%）
36,989,870	277	35,648,392	267	1,341,478	10	10.0
標準財政規模 C		算入公債費等の額 D		C － D		
16,042,528	120	2,679,023	20	13,363,505	100	

健全化判断比率等の対象について

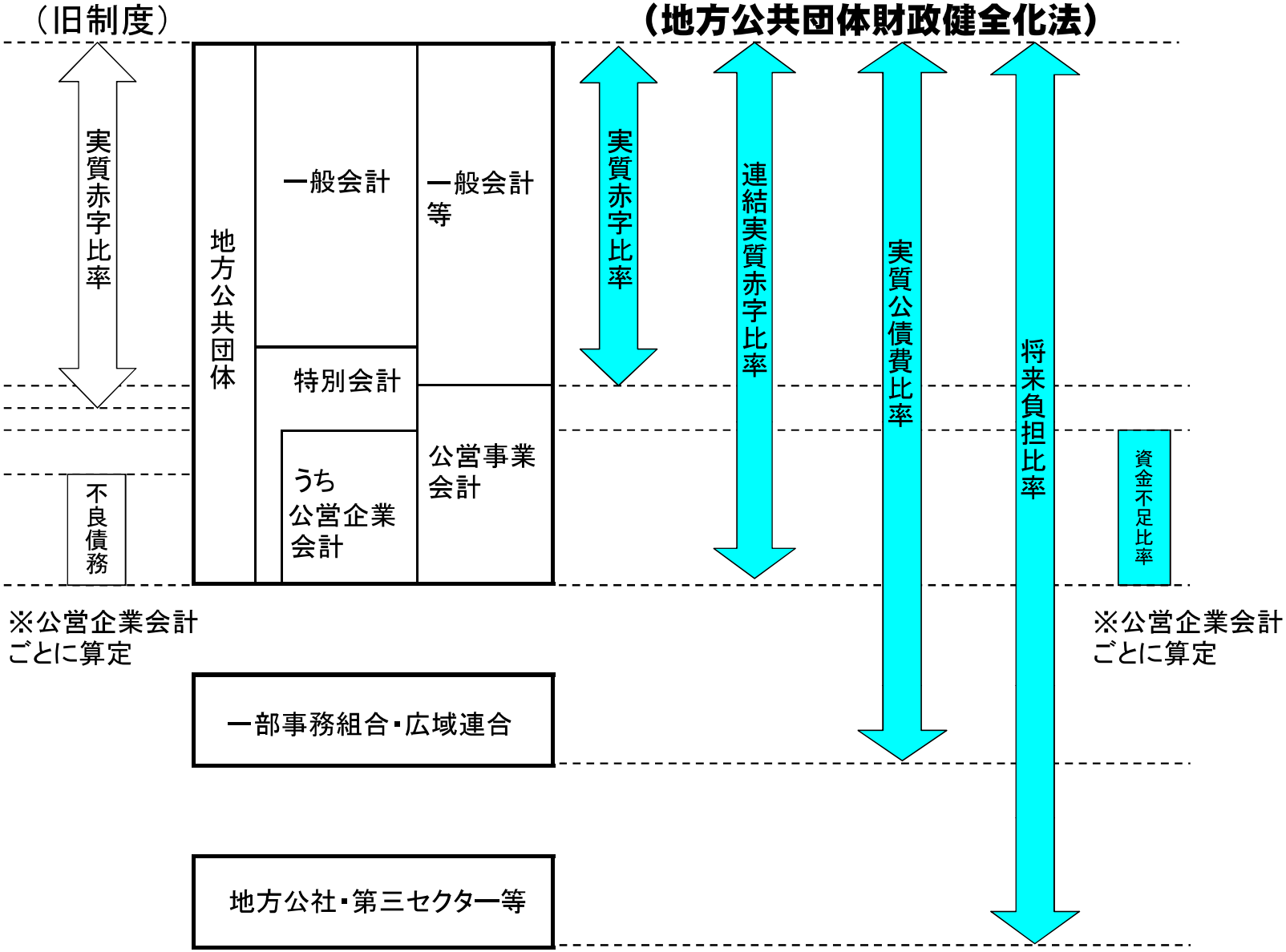

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額　＝　繰上充用額　＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ　一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ　公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ　一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ　公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金）} - \text{（特定財源 ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ　満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ　組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ　一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
  - ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ　当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト　連結実質赤字額
  - チ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額：資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 －流動資産）－ 解消可能資金不足額

  資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－ 解消可能資金不足額

  ※　解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

  ※　宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

- 事業の規模：事業の規模（法適用企業）＝　営業収益の額 － 受託工事収益の額

  事業の規模（法非適用企業）＝　営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

  ※　指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

  ※　宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の考え方(1/3)

1　実質赤字比率

(1)早期健全化基準については、地方債協議・許可制度における許可制移行基準(市町村※2.5%～10%、都道府県2.5%)と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ11.25～15%、都道府県は3.75%とする。※特別区を含む。以下同じ。

(2)財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している旧再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%、都道府県は5%とする。

実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ

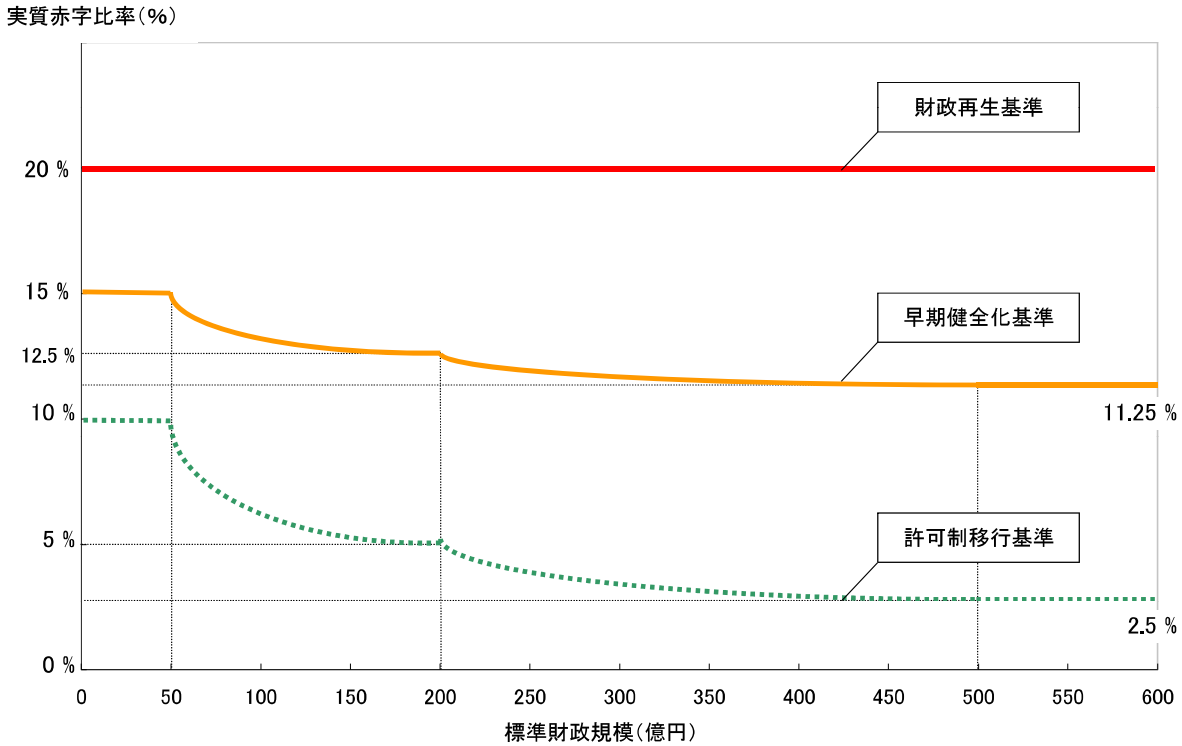

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の考え方(2/3)

2　連結実質赤字比率

（1）早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%加算し、市町村については財政規模に応じ16.25～20%、都道府県については8.75%とする。

（2）財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に（1）と同様の観点から10%加算し、市町村は30%、都道府県は15%とする。

※ 連結実質赤字比率は、法で導入された新しい指標であることに鑑み、財政運営に大きな制約を与える財政再生基準については、3年間の経過的な基準（10～5%引上げ）を設ける。

連結実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ

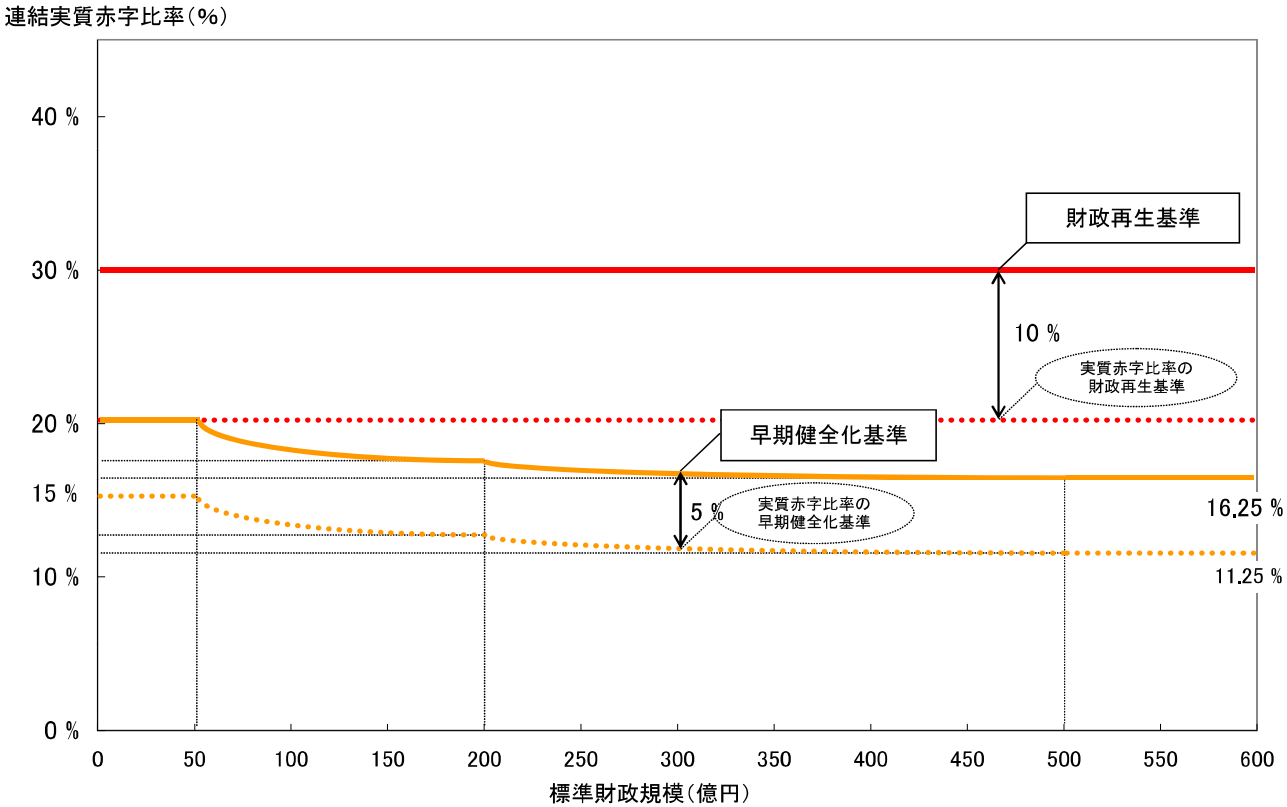

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の考え方(3/3)

３　実質公債費比率

（1）早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされていた25%とする。
（2）財政再生基準は、市町村・都道府県とも、地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準とされていた35%とする。

４　将来負担比率

実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は350%、都道府県及び政令市は400%とする。

５　公営企業ごとの資金不足比率

経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は、地方債協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して20%とする。
（営業収益／年の5%程度の合理化努力×４年のイメージ）

注1　都の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の基準については、旧再建法と同様、財政制度の特例に伴う計算調整がある。
注2　財政健全化計画の内容は、地方公共団体の自主性に委ねられることを踏まえ、実質公債費比率に基づく地方債同意等基準における3(1)(2)の間の起債制限の事業区別は撤廃。